

② 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成16年度以降に元請けとして、次の1)又は2)のいずれかの施工経験を有する者であること。なお、1)又は2)の施工経験については別件工事でも構わない。

- 1) 地盤改良工事(盛土及び置換工法を除く)
- 2) 岸壁(物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任(監理)技術者の工事の施工経験は求めない。

③ 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が、平成16年度以降に元請けとして、次の1)又は2)のいずれかの施工経験を有する者であること。なお、1)及び2)の施工経験については別件工事でも構わない。

- 1) 地盤改良工事(盛土及び置換工法を除く)
- 2) 岸壁(物揚場を含む)、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

(6) 配置予定の主任(監理)技術者の他に技術指導者(現場代理人又は担当技術者として配置)を配置する場合は、緊急時的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は1名とする。

① (5)に掲げる主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。

② 本工事における主任(監理)技術者として専任を要する期間中に他の工事に技術者として従事していないものであること。

③ 専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、(5)に掲げる主任(監理)技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

また、配置予定の主任(監理)技術者(技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む)は、2(5)(又は2(6))に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。

(7) 上記1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

(9) 本工事に係る技術提案の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特仕様書に参考として示された図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、これと異なる施工方法等(以下「技術提案」という。)で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された技術提案又は施工計画(標準案)が適正であること。

(10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2(3)の再審査を受けた者を除く。)でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事における施工体制及び技術提案をもって入札を行い、下記3(1)の要件に該当する者のうち、下記3(2)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者(複数存在する場合は、下記3(3)による。)を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予定価格の79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 提案が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。
- ③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(2) 評価項目と評価基準

- ① 標準点 当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
- ② 施工体制評価点及び加算点 評価項目は次のイ)及びロ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、施工体制評価点の合計は最大で30点とし、加算点の合計は最大で60点とする。

イ) 施工体制

ロ) 技術提案

(3) 上記3(1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) 技術提案書の作成及び通知

- ① 技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。
- ② 技術提案又は施工計画(標準案)の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

(5) 技術提案書作成説明会は行わない。

(6) ヒアリングの実施

① 技術提案書 技術提案書のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

② 施工体制の審査 技術提案書(施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。(詳細は入札説明書による。)

(7) 評価の担保

① 受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。(入札説明書参照)

なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。(入札説明書参照)

② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係 清山 奈美 電話 092-418-3345

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスより交付する。交付期間は令和元年8月23日から令和元年11月8日(最終日は17時00分まで)。

入札情報サービスホームページアドレス <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

② ①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記4(1)の担当部局において交付する。交付期間は令和元年8月23日から令和元年11月8日までの(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条に定める行政機関の休日を除く(以下「休日等」という。))9時30分から17時00分まで。

(3) 申請書、資料及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法 令和元年8月26日から令和元年9月24日までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和元年8月26日から令和元年9月24日まで。上記4(1)に同じ。